

月報 平成31年 2月号

# しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

## 12月の動き

### ☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は123人となり、前年同月で3.1%減少した。
- ・月間有効求職者数は564人となり、前年同月比で10.2%減少した。

### ☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は271人となり、前年同月比では、一般求人が6.8%減少、パート求人は4.2%減少した。  
産業別でみると、製造業、飲食店・宿泊業は減少したが、建設業、卸売・小売業、医療・福祉分野が増加し、全体として5.9%の減少となった。
- ・月間有効求人数は789人となり、前年同月比で5.1%増加した。

### ☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.20ポイント上回る1.40倍であった。  
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.44倍、パートの有効求人倍率が1.32倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が  
下記のホームページアドレスにて  
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一般職業紹介状況 平成30年12月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	123	▲ 10.9	▲ 3.1	
	うち男	52	▲ 16.1	▲ 7.1	
	うち女	71	▲ 6.6	0.0	
	年齢別	～44歳	52	▲ 18.8	▲ 1.9
		45～54歳	26	▲ 10.3	18.2
		55歳～	45	0.0	▲ 13.5
	月間有効求職者数	564	▲ 7.7	▲ 10.2	
	うち男	272	▲ 11.4	▲ 10.8	
	うち女	292	▲ 3.9	▲ 9.6	
	年齢別	～44歳	261	▲ 13.0	▲ 9.7
		45～54歳	125	▲ 5.3	16.8
		55歳～	178	▲ 0.6	▲ 23.3
求 人 関 係	新規求人数	271	▲ 1.1	▲ 5.9	
	主要産業別	建設業	60	27.7	66.7
		製造業	25	▲ 40.5	▲ 34.2
		卸売・小売業	37	▲ 7.5	27.6
		飲食店・宿泊業	54	134.8	▲ 5.3
		医療・福祉	61	▲ 9.0	3.4
	月間有効求人数	789	▲ 4.2	5.1	
就 職 関 係	紹介件数	149	▲ 22.4	▲ 17.2	
	うち男	75	▲ 29.2	▲ 22.7	
	うち女	74	▲ 14.0	▲ 10.8	
	就職件数	62	▲ 12.7	▲ 17.3	
	うち男	24	▲ 20.0	▲ 31.4	
	うち女	38	▲ 7.3	▲ 5.0	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

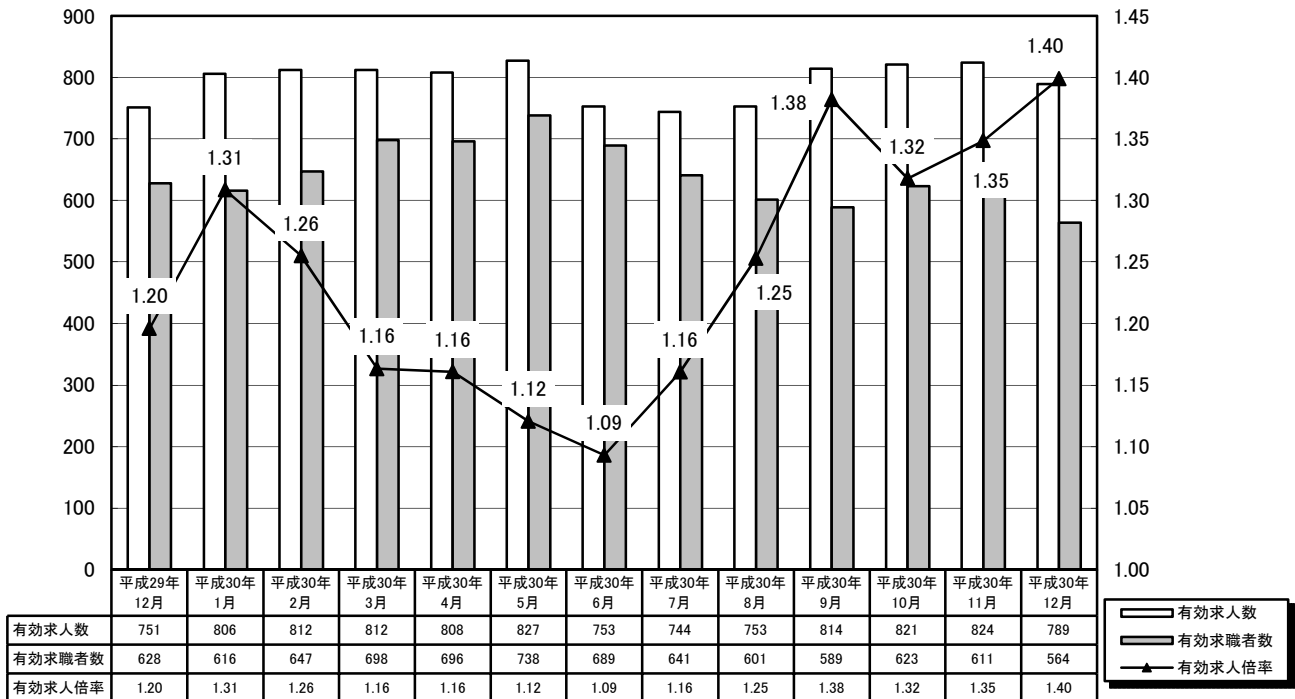
雇用保険取扱状況 平成30年12月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	813	815	811	
	資 格 取 得 者 数	104	98	95	
	資 格 喪 失 者 数	81	101	67	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,358	11,326	11,178	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	24	29	33
		受給者実人員	97	100	114
		支給金額(千円)	9,314	11,225	11,643
	高齢	受給者数	10	7	4
		支給金額(千円)	1,812	1,222	1,011
	特例	受給者数	13	0	17
		支給金額(千円)	2,318	0	2,984
	再就職 手 当	支 給 人 員	10	14	16
		支 給 金 額 ( 千 円 )	3,906	5,075	5,519

## 労働市場の動き（平成30年12月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

### 有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



## 雇用保険関係手続の届出処理について

◇ハローワークでは離職票の発行手続を最優先として行います。

そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

**以下のような場合は、資格取得届の処理に特に時間を要しますのでご注意ください。**

- ◎離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合
  - ◎前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合
  - ◎被保険者番号が不明の場合
- ⇒ あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載して頂きますようお願いいたします。

**資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けての提出をお願いします。**

・資格取得届の提出は、可能な限り(※)最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。(例:4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降)

(※)被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに資格取得届の提出をお願いします。

**◇来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますよう、ご協力をお願いします。**

詳しくはハローワーク白石(TEL0224-25-3107)へお問い合わせください。

事業主の皆さまへ

# 「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます

Point  
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

## 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、  
**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point  
2

施行：2019年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上**の年次有給休暇が付与される全ての労働者**に対し、  
**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

Point  
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ  
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>